

岡山県無料職業紹介所（退職職員キャリア活用バンク）設置要綱

平成28年4月 1日 制定
平成30年2月20日 改正
令和 4年6月24日 改正
令和 5年3月17日 改正

（目的）

- 第1条 県職員の退職管理の適正化を図り、透明性、公平性を確保するとともに、県職員として培った経験、知識、能力を適切に地域社会で活用するため、知事部局に「岡山県無料職業紹介所（退職職員キャリア活用バンク）（以下「バンク」という。）」を設置する。
- 2 バンクは、退職職員の再就職に係る求人情報及び求職情報を一元的に処理するとともに、求職職員と求人企業等のマッチングに係る手続の明確化を図ることにより、適正な退職管理に資する。

（定義）

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）営利企業等

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第1項に規定する営利企業等（利害関係企業等を除く。）並びに国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人をいう。

（2）利害関係企業等

職員の退職管理に関する規則（平成28年岡山県人事委員会規則第5号。以下「規則」という。）第26条第1項及び職員の退職管理の運用について（平成28年3月22日付、岡人委第304号岡山県人事委員会委員長通知。以下「人事委員会通知」という。）第3の2に規定する利害関係企業等をいう。

（3）退職職員

県職員のうち、マッチングを希望する年度において、60歳以上で退職することとなる見込みの職員、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第1項第1号で規定する定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募し、同条第11項の規定により認定された職員（以下「早期退職制度認定職員」という。）及び地方公務員法第28条第1項第4号の場合に該当して免職される職員をいう。

（4）求職職員

退職職員のうち、バンクによるあつせんを希望し、第6条第3項に規定する求職申請書を提出した職員をいう。

(5) 再任用職員

地方公務員法第28条の4並びに第28条の5の規定に基づき採用された職員をいう。

(6) 求人企業等

営利企業等のうち、求職職員の雇用を希望し、第7条第2項に規定する求人申請書を提出したものをいう。

(7) マッチング

求職職員及び求人企業等の希望を踏まえながら、バンクにおいて相互の組合せを決定することをいう。

(8) 再就職職員

バンクによるマッチングにより、求人企業等に再就職をする求職職員をいう。

(役割)

第3条 バンクは規則第25条第2項及び人事委員会通知第3の1に規定する再就職支援組織として設置する。

2 バンクは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の4第1項第2号の規定に基づき、無料の職業紹介事業としてマッチングを行う。

3 バンクは、次の役割を担う。

- (1) 職員及び営利企業等に対する関係法令等に基づく規制内容の周知及び適正な退職管理の取扱いに係る普及啓発（バンクの設置趣旨、活動内容の周知を含む。）
- (2) 退職職員の求職に関する意向の収集及びとりまとめ
- (3) 営利企業等による求人情報の収集及びとりまとめ
- (4) マッチング
- (5) 求職職員と求人企業等との連絡調整の仲介
- (6) その他退職職員の再就職に関する事項

(運営)

第4条 バンクは、次の者を委員とする運営委員会及び事務局で構成し、これを運営する。

- (1) 総務部次長
- (2) 県民生活部次長
- (3) 環境文化部次長
- (4) 保健医療部次長
- (5) 子ども・福祉部次長
- (6) 産業労働部次長
- (7) 農林水産部次長
- (8) 土木部次長
- (9) 出納局長
- (10) 企業局長

- 2 運営委員会は、バンクが前条第3項の役割を全うするため、必要な活動を行う。
- 3 運営委員会の議事は、委員の合議により決する。
- 4 委員は、それぞれの部局を代表してバンクの運営に臨むとともに、各部局に所属する職員に関する事務を所管し、そのとりまとめを行う。
- 5 運営委員会の委員長は、総務部次長をもって充てる。
- 6 委員長は、必要に応じて、運営委員会に委員以外の職員の参加を求めることができる。
- 7 運営委員会の事務局は、総務部人事課に置く。

(基本的事項)

第5条 バンクは、職員に対し、再就職先をあっせんすることを条件として、早期退職を求めてはならない。

- 2 バンクは、求人企業等の求人のみ取り扱うこととし、営利企業等に対し、求人申請書が提出される前に、求職職員の再就職を受け入れるよう要求してはならない。ただし、当該営利企業等に再就職している元職員が、勤務期間の満了等により辞職することが予測される場合に、単にその後任が必要かどうかを照会することはできるものとする。
- 3 バンクは、求人企業等に対し、求職職員をあっせんした後において、当該求人企業等が当該求職職員の受入れに同意するかどうかを決定する前に、当該求職企業等に同意することを要求してはならない。
- 4 再就職職員の年収は、61歳に達する日が属する年度に引き続き在職した場合の年収を目安とし、在職中は昇給させてはならない。
- 5 再就職職員は、当該再就職先となった求人企業等を退職する際には、退職手当（これに類する手当を含む。）を受給してはならない。
- 6 前2項について、求人企業等から、当該求人企業等内の給与規程、他の従業員とのバランス等により、バンクに対してこれにより難い旨の申し出がなされた場合は、バンクと当該求人企業等が別途協議し、取扱いを決定することとする。
- 7 再就職の後、当該再就職先となった求人企業等に勤務する期間は、原則として5年を上限とする。ただし、再就職先となった求人企業等から当該再就職者の後任について、再度求人の意向があるにもかかわらず、バンクがその後任をあっせんすることができず、かつ、当該再就職先が当該再就職職員の継続勤務を希望し、当該再就職職員もこれを了解した場合は、この限りではない。
- 8 前項ただし書に該当する場合において、延長される勤務期間は1年とする。ただし、延長勤務期間が満了する時点で、なお前項が規定する状況に該当する場合は、さらに翌年度以降、1年単位で延長することができる。
- 9 バンクは、既に退職している元職員に対する再就職のあっせんは、原則として行わない。ただし、次に該当する場合には、この限りではない。
 - (1) 再就職職員の勤務期間が5年に達する前に当該再就職先となった求人企業等が解散した場合
 - (2) 再就職職員の勤務期間が5年に達する前に当該再就職先を退職した場合（相当程度の妥当な退職理由がある場合に限る。）

- (3) 求人企業等が多数あり、当該年度の求職職員のみでは対応できない場合
 - (4) 県政運営上、特定の適任者を就任させる必要がある求人企業等のポストがある場合
- 10 前項の規定（同項第1号に掲げる場合を除く。）は、再任用職員が任期満了により退職した場合における再就職の取扱いに関して準用する。
- 11 バンクによるあっせんの取扱いは年度単位とし、求職職員及び求人企業等が申請した内容は、当該年度末をもってその効力を失うものとする。
- 12 バンクは、別に定めるところにより、求職職員及び求人企業等に係る個人情報について、適正に取り扱わなければならない。

（再就職希望の申請）

- 第6条 バンクにあっせんを申請することができる者は、知事が任命権者である退職職員とする。
- 2 バンクは、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、企業局、教育庁（知事部局から派遣されている職員に限る。）の職員についても、あっせんの対象とすることができる。
- 3 退職職員は、バンクによるあっせんを希望する場合は、別に定める日までに、別紙1の「再就職先あっせんに係る申請書」（求職申請書）を、別に定める提出先に提出する。
- 4 前項の規定による申請は、求職職員が、職氏名、生年月日、住所、経歴等の個人情報をあっせん先の求人企業等に提供することについて了承することを前提とする。
- 5 求職職員が、第3項の規定による申請に併せて再任用職員の採用申込みを行った場合において、再任用職員としての採用が内定した場合には、公務への採用を優先し、あっせん対象から除外する。
- 6 求職職員は、求職申請書を提出した後において、再就職を希望しなくなったとき（前項に該当する場合を除く。）は、速やかにバンクに対し、その旨を届け出なければならない。

（求人企業等からの求人）

- 第7条 求人企業等として取り扱う範囲は、民間団体、地方公共団体、公共的団体、地方独立行政法人等、法人の区分、性格を問わない。ただし、次に掲げる団体は、あっせんの対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者及び岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に該当する団体
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない団体
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている団体（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている団体を除く。）
 - (4) 同盟罷業（ストライキ）又は作業所閉鎖（ロックアウト）が行われている団体

- (5) その他県職員の再就職先としてふさわしくないと認められる団体
- 2 求人企業等は、バンクに対し、別に定める日までに、別紙2の「岡山県退職職員への求人申請書」(求人申請書)を提出し、退職職員の求人を行う。
 - 3 求人企業等は、求人申請書を提出した後、求人をする必要がなくなったとき又は第1項第1号から第4号までのいずれかに該当することになったときは、速やかにバンクに対し、その旨を申し出なければならない。

(マッチング)

- 第8条 バンクは、求職申請書及び求人申請書の内容を踏まえ、マッチングを行う。
- 2 マッチングは、求職職員の希望、能力・適性・等級、求人企業等の求人内容、地域社会への貢献度等を考慮して、バンクで合議の上、決定する。
 - 3 求職職員と、当該求職職員に係る利害関係企業等に該当する団体とのマッチングは原則として実施しない。ただし、当該求職職員が当該利害関係企業に再就職することが、県政運営上等の理由により、特に必要であると認められる場合は、この限りでない。
 - 4 前項の規定によるマッチングについては、バンクにおいて、その理由の妥当性を十分審議の上、行わなければならない。
 - 5 バンクは、マッチングを行った結果について、求職職員に対しては、別紙3-1又は別紙3-2の「再就職先あっせん結果の通知について」により、求人企業等に対しては、別紙4-1(求職職員の略歴書を添付するものとする。)又は別紙4-2の「再就職先あっせん結果の通知について」により、その結果を通知する。
 - 6 前項の規定による通知の後、求人企業等が、求職職員の面談を希望する場合は、その旨をバンクに申し出て、バンクが日程等を調整した上で行うものとする。
 - 7 求職職員及び求人企業等は、第5項の規定による通知を受けて検討した結果、当該マッチングに同意しない場合は、速やかにバンクに対し、その旨を申し出なければならない。求職職員又は求人企業等いずれかから当該申出がなされた時点で、当該マッチングは不成立となる。
 - 8 前項の規定により、マッチングが不成立となった求職職員及び求職企業等については、その後、可能であれば、再度のマッチングを行うことができる。
 - 9 第5項の規定による通知の後、求職職員及び求人企業等の双方が、マッチングに同意する場合は、それぞれ、その旨をバンクに申し出なければならない。求職職員及び求人企業等の双方から当該申出がなされた時点で、当該マッチングは成立する。
 - 10 マッチングが成立した場合は、バンクは、求職職員の公務の適正を確保するため、当該所属長に対し、速やかに当該再就職の内容を通知しなければならない。
 - 11 マッチング成立後における求職職員と求人企業等の事務連絡のための接触については、バンクは関与しない。
 - 12 バンクは、退職管理の適正確保のため、退職職員が再就職した営利企業等に対し、必要な事項に関して、協力を要請することができる。この場合において、当該営利企業等は、バンクの要請に対して、可能な限り協力することとする。

(知事への報告)

第9条 バンクは、年度終了後速やかに、前年度の求職職員と求人企業等とのマッチングの状況(利害関係企業にあっせんした場合はその旨及び理由を含む。)を知事に報告しなければならない。

(その他)

第10条 退職職員が個人として法令等の範囲内で行う再就職活動には、バンクは関与しない。

附則

この要項は、平成30年2月20日から施行する。

附則

この要項は、令和4年6月24日から施行する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。